

会議の名称	議会運営委員会 協 議 会	開催月日・令和8年5月11日 開会時間・午前・午後09時57分 閉会時間・午前・午後10時12分
出席者	南谷 佳寛 豊島 保夫 野口 佳宏 後藤 徹 安藤 誠 河崎 周平	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘 副議長 安井 智子	
傍聴者	花村 隆	
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	・第2回臨時会について	

【開会＝午前9時57分】

南谷佳寛委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。15日開催の第2回臨時会についての協議を行います。本日の委員会に傍聴の申出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、市長提出案件について執行部から説明願います。

副市長

それでは、令和8年5月15日開会の第2回羽島市議会臨時会において審議をお願いする付議案件についてご説明いたします。付議する案件の内訳は、専決処分の報告並びにその承認が4件、令和8年度補正予算1件、動産の取得1件、以上6件でございます。

議案書の3ページをお願いします。「承第2号 専決処分の報告並びにその承認について」です。同ページ下段の「専第3号 羽島市税条例の一部を改正する条例について」、3月31日に専決処分にしましたので報告し、承認を求めるものです。地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い条例の一部を改正したものです。議案要綱の3ページをご覧ください。

主な改正内容としては、まず、軽自動車税に関することについて、環境性能割を廃止し、従来の種別割を軽自動車税として課税することとし、併せて関係の規定を整備することとしたものです。

次に、市民税に関することについて、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を「令和9年度まで」から「令和12年度まで」に延長することとしたものです。

また、所有期間が5年を超える土地等を優良住宅地の造成等のために譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を「令和8年度まで」から「令和11年度まで」に延長することとしたものです。

さらに、固定資産税及び都市計画税について、市の条例で講じる特例措置、いわゆるわがまち特例の措置について法改正に合わせて規定をしたものです。この条例は令和8年4月1日から施行し、所要の経過規定を設けたものです。

次に、議案書44ページをお願いします。「承第3号 専決処分の報告並びにその承認について」です。同ページ下段の「専第4号 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、3月31日に専決処分にしましたので、報告し、承認を求めるものです。地方税法施行令等の一部

を改正する政令の公布に伴い条例の一部を改正したものです。議案要綱の4ページをご覧ください。

改正内容としては、基礎課税額に係る課税限度額について66万円から67万円に引き上げ、国保税の新たな財源部分として追加された子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額について、3万円としたものです。

また、軽減判定基準の算定における被保険者1人当たりの加算額について、5割軽減措置に係るものを30万5,000円から31万円に、2割軽減措置に係るものを56万円から57万円に、それぞれ引き上げたものです。この条例は令和8年4月1日から施行し、所要の経過規定を設けたものでございます。

次に、議案書49ページをお願いします。「承第4号 専決処分の報告並びにその承認について」です。50ページの「専第5号 令和7年度羽島市一般会計補正予算(第13号)について」、3月31日に専決処分にしたので報告し、承認を求めるものです。歳入歳出予算に2,026万9,000円を追加し、総額を291億8,519万9,000円としたものです。補正内容は、財政調整基金積立金及び各種交付金国庫支出金等の歳入額の確定による財源振替等でございます。

次に、議案書61ページをお願いします。「承第5号 専決処分の報告並びにその承認について」です。62ページの「専第6号 令和7年度羽島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、3月31日に専決処分したので報告し、承認を求めるものです。歳入歳出予算に464万1,000円を追加し、総額を11億3,642万4,000円としたものです。補正の内容は、広域連合の納付金でございます。財源は後期高齢者医療保険料を充てたものです。

次に、議案書67ページをお願いします。「議第32号 令和8年度羽島市一般会計補正予算(第1号)」についてです。歳入歳出予算に757万6,000円を追加し、総額を295億7,757万6,000円とするものです。補正内容は、コミュニティ助成事業及び災害対策事務経費等です。財源は雑入及び市債等を充てるものです。併せて、地方債の補正をお願いするものです。

次に、議案書76ページをお願いします。「議第33号 動産の取得について」です。GIGAスクール教育用タブレットを取得したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

取得の目的は小学校、中学校及び義務教育学校の教育用

<p>南谷佳寛委員長</p>	<p>タブレットの更新です。取得の方法は随意契約です。取得の金額は3億6,377万7,700円で、取得の相手方は岐阜市市橋5丁目4の18、教育産業株式会社岐阜営業所です。</p> <p>なお、随意契約の理由としては、岐阜県が主導して県内8市町村で共同調達を行ったためでございます。</p> <p>以上、今臨時会においてご審議をお願いする付議案件についてその概略を説明しました。なお、人事案件に係る議案として市議会議員から選任されます羽島市監査委員の選任について、臨時会の中で追加提出させていただく場合がございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
<p>南谷佳寛委員長</p>	<p>それでは、執行部は退出していただいて結構です。</p> <p>〔執行部退席〕</p>
<p>南谷佳寛委員長</p>	<p>次に、会期日程等について説明を願います。</p>
<p>議会事務局長</p>	<p>それでは、会期日程等につきまして事務局から説明させていただきます。なお、昨日までに受け付けました陳情・要望が3件ありました。「陳情第4号 介護報酬および障害福祉サービス等報酬の臨時改定にむけて国への意見書採択を求める陳情」、「陳情第5号 保育等の公定価格の見直しに向けて国への意見書採択を求める陳情」、「陳情第6号 mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書」であります。この陳情の取扱いについては、従来どおり写しを配付するという事でお願ひしたいと思ひます。</p> <p>次に、今臨時会に提案される案件は、先ほど副市長から説明がありましたとおり、専決処分の報告が4件、補正予算が1件、動産の取得が1件、合計6件であります。よって、会期は1日間ということでお願ひしたいと思ひます。</p> <p>次に、議事の進行につきまして、初めに懲罰動議についてを議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決と進め、懲罰を科すことが議決された場合には、その場で宣告し、懲罰を実施いたします。</p> <p>次に、市長から提出案件の説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決と進めることとなりますのでよろ</p>

しくお願ひします。

続いて、正副議長等から辞職願が提出された場合の議事の進め方について説明いたします。まず、辞職願が提出された段階で日程に追加し、辞職許可、選挙と進めます。

次に、役員人事等についても日程に追加して行います。各常任委員会、議会運営委員会は任期満了に伴う改選となります。また、議会改革特別委員、広報広聴委員は辞任していただいてからの選任となります。

さらに、監査委員の選任に関する議案が提出されましたら、日程に追加し、説明を求めた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決と進めていただきます。

以上、日程、議事進行について説明させていただきましたが、併せて、その他事項として閉会中の継続調査の申出と委員名簿の配付について説明させていただきます。

まず、閉会中の継続調査の申出についてでございますが、委員会の活動は議会の開会中に限られておりますが、所管事務調査について継続調査の申出を行うことにより、閉会中において特定の事務調査が実施できると考えられます。よって、委員会として案のとおり、所管事項について会議規則第104条及び第110条により、あらかじめ閉会中の継続調査を議長に申出をしていただくものです。

次に、委員名簿の配付についてであります。各常任委員会、議会運営委員会、議会改革特別委員会などの委員を選任することになりますが、選任後本会議場に配付する名簿は、委員会ごとに委員の氏名を記載した正副委員長の互選前の名簿となりますのでよろしくお願ひいたします。なお、予算決算特別委員会及び議員定数・報酬等検討特別委員会につきましては、現在の正副委員長、委員の氏名を記載したものを配付しますので、ご承知おきいただきますようお願ひします。

最後になりますが、5月7日、栗津議員及び代理人弁護士が議会事務局を訪れ、岐阜地方裁判所に対し懲罰動議に係る陳謝の処分をしてはならない旨の差止めを求める裁判の提起をしたとの報告がありました。その際、事務局は、当該議員側から訴状の写しを受領しております。

ただし、現時点において裁判所から市又は議会に対する正式な送達を確認しておりません。したがって、本日は訴状の写しを受領していること、正式送達は未了であることを情報共有した上で、臨時会の議事日程についてご協議いただきたいと考えております。

なお、今後裁判所から正式な文書が届いた場合又は議会

南谷佳寛委員長	<p>運営に影響する決定等が確認された場合には、速やかに議長及び関係者に報告し、必要な対応をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>ご意見ありませんでしょうか。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>会期日程等については、説明のあったとおりに進めてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>それでは、会期は1日間とし、日程については説明のとおり進めることといたします。</p> <p>議長、何かございますか。</p> <p>〔発言なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>副議長、何かございますか。</p> <p>〔発言なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>これで議会運営委員会を閉会いたします。</p> <p>【閉会＝午前10時12分】</p>